

和歌山市週休2日工事实施要領

1. 目的

建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。この要領は、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進するため、週休2日工事の実施に必要な事項を定める。

2. 対象工事

和歌山市が発注する全ての建設工事を対象とし、月単位の週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とすることができる。

- (1) 現場作業が短期間（1か月未満）で完了する工事
- (2) 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事
- (3) 通年維持工事
- (4) 工程や完成時期に制約のある工事

3. 用語の定義

(1) 週休2日

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達したと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業（書類整理等の事務作業を含む）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場閉所は、土曜日及び日曜日に限定しない。

また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 工事着手日

現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日をいう。

(5) 工事完成日

完成通知書の提出日をいう。

4. 工事費の積算

次の(1)及び(2)については港湾・漁港工事及び治山林道工事のみ適用する。

- (1) 特記仕様書等に対象工事であることを明記するとともに、別紙1に示す月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。
- (2) 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たないものは、達成状況に応じて契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更する。

5. 実施方法

(1) 工事着手前

- ア 監督職員は、現場閉所予定日を記載した計画工程表または別紙2「休日取得計画・実績書」等を受注者から受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
なお、現場条件等により月単位の週休2日の取組を行うことが困難な場合においても、通期の週休2日を確保するよう努めるものとする。
- イ 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ウ 港湾・漁港工事及び治山林道工事について、監督職員は、月単位の週休2日を達成できない場合の減額金額（概算の減額金額となる場合、概算減額金額を含む）を工事打合簿で受注者に通知する。

(2) 工事着手後

- ア 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所予定日を記載した実施工程表等を受注者から受領し、現場閉所の状況を確認する。
- イ 受注者は、監督職員による現場閉所の状況の確認のため、工事履行報告書の提出と併せて現場閉所日及び現場閉所率が記載された次のいずれかの資料（以下、「確認資料」という。）を監督職員に提出する。
 - i) 実施工程表
 - ii) 工事日誌
 - iii) 休日取得計画・実績書（別紙2）
- ウ 監督職員は、受注者から確認資料を受領し、現場閉所の達成状況を確認する。港湾・漁港工事及び治山林道工事の場合は、必要に応じて変更契約を行う。

(3) その他留意事項

- ア 監督職員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- イ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ウ 工事一時中止を行う場合など対象期間に変更が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

6. 工事成績評価

監督職員は、対象期間内の現場閉所が月単位又は通期の週休2日を達成していた場合、工事成績評価にて評価を行うものとする。

7. その他

- (1) 受注者は週休2日工事の対象現場であることを工事現場内の公衆の見やすいところに掲示するものとする（別紙3参照）。

(2) 受注者は土曜日及び日曜日が現場閉所となるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年7月15日から施行する。

この要領は、令和7年8月15日から施行する。

この要領は、令和8年5月15日から施行する。

この要領は、令和8年7月15日から施行する。

週休 2 日を達成した場合の補正係数（港湾・漁港工事及び治山林道工事）

○補正係数

【月単位の週休 2 日】

	補正係数		
	労務費	共通仮設費	現場管理費
港湾・漁港工事	＝	1.02	1.03
治山林道工事	1.02	1.01	1.02

○治山林道工事市場単価方式の補正係数

名称	区分	月単位
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02

○治山林道工事標準単価の補正係数

名称	区分	月単位
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物取りこわし工	機械	1.01
	人力	1.02
橋梁塗装工		1.01
塗膜除去工		1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02

休日取得計画・実績書

工 事 名			
工 期		から	まで
工事着手日			
工事完成予定日			

合計		対象期間	閉所日数	閉所率
	計画	0	0	#DIV/0!
	実績	0	0	#DIV/0!
通期の判定	閉所率 28.5%以上			#DIV/0!

休：現場閉所日 雨：降雨・降雪による現場閉所日 夏：夏季休暇 年：年末年始休暇 工：工場製作期間
中：一時中止期間 一：夏、年、工、中以外の対象期間外の日 外：工事着手日前、工事完成日後の対象期間外の日

1月

[illegible]

2月

[illegible]

3月

[illegible]

4月

[illegible]

5月

[illegible]

6月

[illegible]

【記載例】

「週休 2 日工事に取り組んでいます」

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休 2 日に取り組んでいます。

現場閉所予定

○月○日、○日、○日・・・

原則○曜日、○曜日 など

発注者 ○○○

受注者 ○○○